

令和6年6月1日適用

この発注標準は、工事規模・内容に応じた適切かつ円滑な建設工事の発注を行うため、別表に掲げる工事種別について格付基準等を定めたものである。

## 1. 格付基準

(1) 業者格付は、次の基準を用い、工事種別ごとに別表で定めるものとする。

① 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に規定する建設業の許可

② 法第27条の27で規定する経営規模等評価における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された建設工事の種類別の総合評定値

※ 令和6年度の格付基準となる総合評定値については、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの審査基準日のものとする。ただし、この期間の経審を受審していない場合は直近のものでも可とする。

③ 1級技術者、2級技術者、その他技術者の数

技術者区分表の各工種において、◎（1級技術者）、○（2級技術者）、△（その他技術者）を付された資格を有する者。

ただし、1人の技術者が2以上の資格を有する場合は、上位の資格のみをもって格付けする。

[例] 技術者が【一級建設機械施工技士】と【二級土木施工管理技士（土木）】を有している場合、土木一式工事においては、「1級技術者 1名」として取扱い、「1級技術者 1名、2級技術者 1名」としては取扱わない。

※ 技術者数については、令和6年5月10日現在（令和6年6月1日から有効となる入札参加資格）の鳥羽志勢広域連合に登録している人数とする。

ただし、新規に競争入札資格者名簿に登録された者については、受付・審査完了した後の直近指定登録日現在の登録者数とする。

④ その他別表において、工事種別ごとに定めた事項とする。

(2) 新規に競争入札資格者名簿に登録された者（鳥羽志勢広域連合管内へ本店を変更した場合又は希望業種の追加を含む。）については、指定登録日（6月1日、9月1日、12月1日、3月1日。指定登録日が休日の場合にはその翌日。）以降の発注分から入札に参加できるものとする。

[例] 5/11～8/10 受付・審査完了→9/1 名簿登録（指定登録日）→9/1～入札参加

また、格付基準に該当する者については、登録後速やかに格付基準に基づき格付けする。ただし、新規に競争入札参加資格者名簿に登録された者（希望業種の追加は含まない。）については、指定登録日に競争入札参加資格者名簿へ登録する際に格付基準に基づき格付けする。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生等手続開始の決定を受けた者については、一般（指名）競争入札参加資格再審査結果通知書の通知日から1か年は最下段に格付けし、経過後は、年度の途中であっても格付基準に基づき格付けする。

(4) 格付けにおいて、B・Cランクに格付けされる者は上位ランクの基準を満たさない

者とする。

- (5) 系列会社と判断された複数の者が同一ランクに格付けされた場合は、原則として総合評定値の最も高い者をそのままのランクに格付けし、他の者は1ランク下位に格付けできる。

## 2. その他

- (1) 国県補助及びこれに準ずる事業、その他特別な事業等、発注標準により難しい場合については、その都度入札審査会（鳥羽志勢広域連合入札審査会規程（平成13年規程第4号）で規定する入札審査会。以下同じ。）にて入札方法、発注基準等を検討することができる。
- (2) 次に該当する場合にあっては、当該発注標準によらず発注することができる。
- ① 発注済みの建設工事との関連がある場合
  - ② 災害復旧工事を施工する場合
  - ③ 特許等これに類する特別の権利を要する場合
  - ④ 許認可事項等の条件として指示がある場合
  - ⑤ 小規模修繕工事等や緊急を要するなど特別な理由がある場合
  - ⑥ 事業内容及び工事の特殊性等により必要と認めた場合
- (3) 別表で規定する工事種別における格付けどおり発注する場合は、入札審査会の審査を要しない。  
また、別表以外のその他工事については、その都度入札審査会にて審査するものとする。
- (4) 指名競争入札において、入札審査会開催日に指名停止となっている者については内申しないものとする。また、入札審査会による審査終了後、入札までの間に指名停止となった者に対しては指名通知を行わない。指名通知済みの場合は、指名通知の取り消しを行い入札に参加させないものとする。
- (5) 指名競争入札において、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査に基づく「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効期限（審査基準日から1年7ヵ月間）を超えても提出のない者は、有効期限内のものが提出されるまで入札指名を行わない。

【別表】

【土木一式工事】

競争入札資格者名簿【土木一式】に登録された者の格付基準及び発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 広域連合管内に本店を有する者 1級技術者 2名以上 総合評定値 800点以上	2,500万円以上	事前審査型 1億5000万円以上
			事後審査型 130万円以上 1億5000万円未満
B	広域連合管内に本店を有する者 1級技術者 1名以上 その他技術者 1名以上 総合評定値 650点以上	500万円以上 3,000万円未満	事後審査型 130万円以上 1億5000万円未満
C	広域連合管内に本店を有する上記以外の者	1,500万円未満	

※ 予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【建築一式工事】

競争入札資格者名簿【建築一式】に登録された者の格付基準及び発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 広域連合管内に本店を有する者 1級技術者 2名以上 総合評定値 750点以上	2,500万円以上	事前審査型 1億5000万円以上
			事後審査型 130万円以上 1億5000万円未満
B	広域連合管内に本店を有する者 2級技術者 1名以上 総合評定値 600点以上	500万円以上 3,000万円未満	事後審査型 130万円以上 1億5000万円未満
C	広域連合管内に本店を有する上記以外の者	1,500万円未満	

※ 予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

**【舗装工事】**

競争入札資格者名簿【舗装】に登録された者の格付基準及び発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	広域連合管内に本店を有する者 総合評定値 600 点以上	300 万円以上	<b>事前審査型</b> 1 億 5000 万円以上
			<b>事後審査型</b> 130 万円以上 1 億 5000 万円未満
B	広域連合管内に本店を有する上記以外の者	500 万円未満	<b>随意契約</b> 130 万円以下

※ 予定価格 2,500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

**【造園工事】**

競争入札資格者名簿【造園】に登録された者の格付基準及び発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	広域連合管内に本店を有する者 総合評定値 600 点以上	300 万円以上	<b>事前審査型</b> 1 億 5000 万円以上
			<b>事後審査型</b> 130 万円以上 1 億 5000 万円未満
B	広域連合管内に本店を有する上記以外の者	500 万円未満	<b>随意契約</b> 130 万円以下

※ 予定価格 2,500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。











## 備考

- ・前提として各種資格は、建設業法において主任技術者又は監理技術者となり得る条件である場合に該当するため、期限のあるものについては、適切に資格の更新等を行う必要がある。
  - ・資格の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、建設業法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数を表す。
  - ・施工管理技士における「(その他の業種：実務経験)」及び施工管理技士補は、実務経験を有する工種のみ該当する。
  - ・「(その他の業種：実務経験)」について、有資格コードの整理上は、資格のみのコードと別であるが、資格による工種と実務経験による工種を合わせたものとなる。  
(例：コード1131の左官に該当する場合は、コード113の工種+左官となる。)
  - ・工種「解」における☆は、建設業法において主任技術者又は監理技術者となり得る条件である場合に該当となる。
  - ・工事担当者(★)については、以下の要件を全て満たすこと。
    - ①工事担当者資格者証(令和3年4月1日以降に試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る)の交付を受けていること。
    - ②当該資格者証の交付を受けてから3年以上の電気通信工事の実務経験があること。、建設業法において主任技術者又は監理技術者となり得る条件である場合に該当となる。
  - ・基幹技能者については、建設業法において主任技術者又は監理技術者となり得る条件である場合に該当となる。
  - ・2級の「職業能力開発促進法」に基づく資格者(※)で、平成16年度以降の合格者については、3年以上の実務経験を有し、平成15年度以前の合格者については、1年以上の実務経験で可。
- (注1) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。
- (注2) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当する。
- (注3) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。
- (注4) 建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当する。
- (注5) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。